

私たちの社会では賞味・消費期限などの都合で捨てられる食品が多くあります。

こうした「食品ロス」は年間700～900万トンで、お米の生産量に等しいといわれます。

これらの捨てられる食品の多くは産業廃棄物として焼却されてしまいます。

一方、2015年に生活困窮者自立支援法が施行されましたが、非正規雇用者やシングルペアレントのご家庭では食事情が厳しい状況にあります。

「明日の食事が無い」「冷蔵庫はからっぽ」「給食が無い夏休み・冬休み中は食べられない」「いつもお腹をすかしてる」など生活に困っている方々がおられます。

私たちは、地域の食材を有効に活用することで、支援を必要とする人たちに無償でお届けする「フードバンク郡山そっとね」を設立し活動を始めました。

多くの皆様のご理解とご支援、並びにご協力をお願い申し上げます。

「フードバンク郡山そっとね」

責任者 長谷川 孝雄

2020.9.2 (土)

お問い合わせ

食品提供に関心のある方やフードバンク活動に参加してみたい方は下記にご連絡ください。
(平日/10:00～17:00)



tel.090-4478-3661 (ハセガワ)

tel.090-2880-3033 (オザワ)

tel.090-1936-6673 (ホンマ)



Foodbankkooriyamastn@tiara.ocn.ne.jp



食べ物はあまってませんか？
あなたの力を！

フードバンク郡山
そっとね

食

品を集める

食品会社・団体や個人から 食品の提供

- 食品会社や団体に余剰食品の提供を
よびかけ寄贈していただきます。



地域の皆様から

- ご家庭で余った食品をいつでも・どこ
でもいただきに参ります。

届

けます

生活にお困りの方に食品提供



- 困っていても声を上げられない方が地域
にはたくさんおられます。
社会福祉協議会など地域の支援団体や
相談窓口を通して対象者の要望にあった
食品を提供します。

フ

ードバンク郡山
そつとね

●提供していただきたい食品

- ◇穀類(お米、麺類、小麦粉など)
- ◇乾物(のり、豆など)
- ◇保存食品(缶詰、瓶詰など)
- ◇調味料(みそ、醤油など)、食用油
- ◇インスタント食品、レトルト食品
- ◇飲料(ジュース、インスタントコーヒー、
お茶など)
- ◇ギフトパック(お歳暮、お中元などで
余った物)
- ◇お菓子

●お願いする点

- ①賞味期限が明記され、かつ20日以上
あるもの
- ②常温で保存が可能なもの
- ③未開封であるもの
- ④破損で中身が出ていないもの
- ⑤玄米は古米でも古古米でも可能です。